

2022年11月1日

お客さま各位

電子交換所設立に伴う「当座勘定規定」の改定について

全国銀行協会では、2022年11月に電子交換所を設置することを決定し、電子交換所設立以降は、全国に設置されている現在の手形交換所は廃止となり、原則、すべての手形・小切手が電子データで交換を行う電子交換所での取扱いに変更されます。

これに伴い、2022年11月4日（金）より手形・小切手の代金取立手数料等を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定日の以前にご契約いただいているお客さまに対しても改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 対象となる規定

「当座勘定規定（一般用）」および「当座勘定規定（専用約束手形口用）」

3. 主な改定内容

「手形・小切手の支払」、「手形・小切手用紙」、「印鑑照合等」にかかる条項の改定のほか、これに付随する「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」も改定いたします。

以上



「当座勘定規定（一般用）」改定新旧対照表

改定日：2022年11月4日

※下線部改定

新	旧
<p>当座勘定規定（一般用）</p> <p>第1条～第6条（省略）</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) （省略）</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) （省略）</u></p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振り出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) （省略）</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合においては、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条～第16条（省略）</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱い</p>	<p>当座勘定規定（一般用）</p> <p>第1条～第6条（省略）</p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) （省略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>(2) （省略）</u></p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>(4) （省略）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第9条～第16条（省略）</p> <p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのた</p>

新	旧
<p>ましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>めに生じた損害については、前項と同様とします。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (省略)</p>
<p>第18条～第28条 (省略)</p>	<p>第18条～第28条 (省略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第29条(個人信用情報センターへの登録)</p>
<p>第29条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>第30条(規定の変更)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額</p>	<p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>第30条(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>第31条(規定の変更)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額</p>

新

以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図網掛部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他記載が、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

7 ～ 9. (省略)

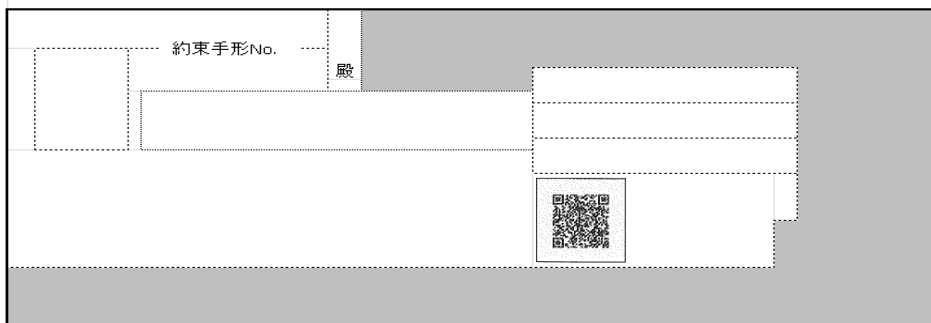
●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3	4		5	6
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	參	參	肆

7		8	9	10	100		1,000	10,000
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取り扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。



為替手形用法

1. ～ 4. (省略)

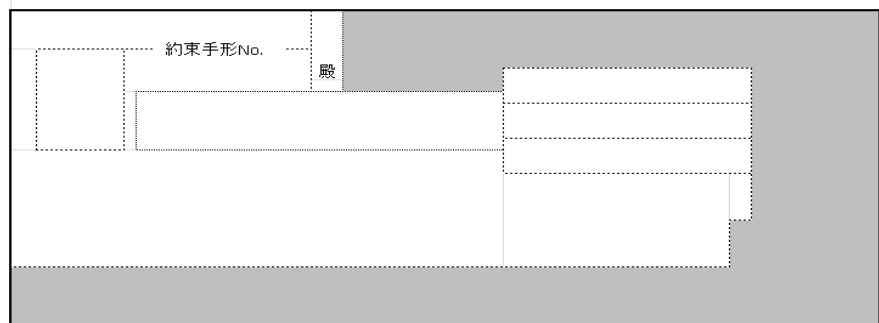
旧

以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図網掛部分）は使用しないでください。

7 ～ 9. (省略)

(追加)



為替手形用法

1. ～ 4. (省略)

新

5. (1) (省略)
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。
- 7 ~ 11. (省略)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3	4		5	6
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	肆

7		8	9	10	100		1,000	10,000
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕

<その他> 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取り扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

小切手用法

1. ~ 3. (省略)
 4. (1) (省略)
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符

旧

5. (1) (省略)
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
(追加)
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
- 7 ~ 11. (省略)
(追加)

小切手用法

1. ~ 3. (省略)
 4. (1) (省略)
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印

新

号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他記載が、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3		4		5		6	
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五
	伍	伍	六	六	陸	陸						

7		8		9		10		100		1,000		10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟
			万	萬									

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取り扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

2022年11月4日 現在

旧

字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、老、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

(追加)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。

6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。

(追加)

2020年4月 現在

「当座勘定規定（専用約束手形口用）」改定新旧対照表

改定日：2022年11月4日

※下線部改定

新	旧
<p>当座勘定規定（一般用） 第1条～第6条（省略） 第7条（手形の支払） (1) （省略） <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> (3) （省略） 第8条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> (3) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 <u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u> 第9条～第14条（省略） 第15条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>当座勘定規定（一般用） 第1条～第6条（省略） 第7条（手形の支払） (1) （省略） <u>(追加)</u> <u>(2) （省略）</u> 第8条（手形用紙） (1) （省略） (2) <u>(追加)</u> (3) （省略） (4) （省略） (5) <u>(追加)</u> (6) <u>(追加)</u> 第9条～第14条（省略） 第15条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

新	旧
<p>(2) 手形、小切手として使用された用紙 (<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含まず</u>) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (省略)</p>
<p>第16条～第25条 (省略)</p>	<p>第16条～第25条 (省略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第26条 (個人情報センターへの登録)</p>
<p>第26条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>第27条 (規定の変更)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」</u>を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が1つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間 (ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間) 登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>第27条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>第28条 (規定の変更)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>約束手形用法</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. (1) (省略)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3……) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(追加)</u></p>

新

旧

- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用金庫名、QRコード欄に重ならないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図網掛部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他記載が、QRコード欄に重ならないようにしてください。

- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図網掛部分）は使用しないでください。

7 ~ 9. (省略)

7 ~ 9. (省略)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

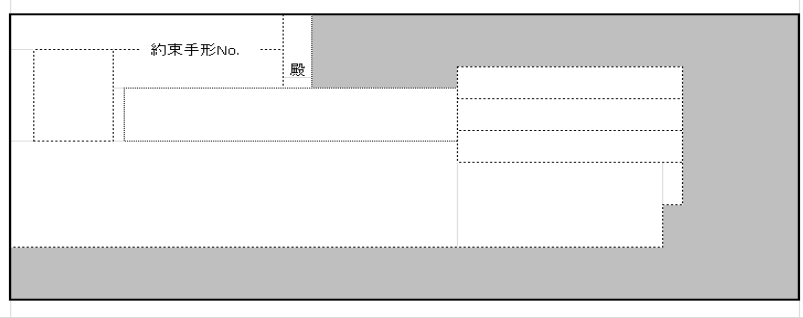
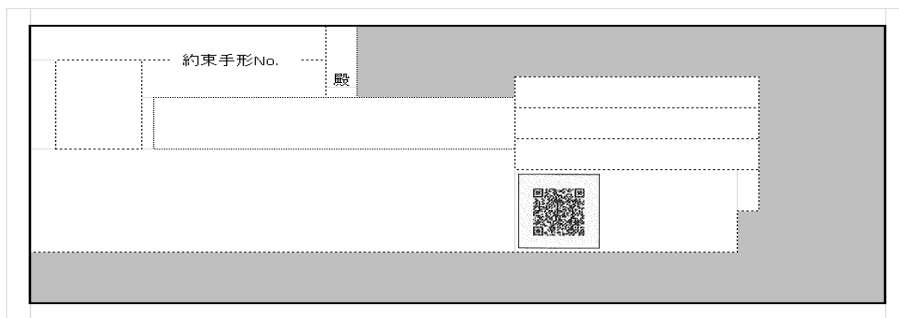
(追加)

	1	2	3	4	5	6
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七	捌	玖	拾	百	千	万

<その他> 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取り扱い上の誤り防止等のため、上記以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。



2022年11月4日 現在

2020年4月 現在